

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

五

条 例

○福島県税条例の一部を改正する条例

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十二年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第三十七号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の六第一項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三十八条の七第一項中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三十九条の十二の三第一項中「条約相手国」を「条約相手国等」に、「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の二第二項各号」に改める。

第三十九条の十二の四第一項中「第三十二条の五第一項」を「第三十二条の三第二項各号」に改める。

第四十条の十五の二第二項中「第四十条第八項前段」を「第四十条第七項前段」に、「同条同項後段」を「同項後段」に改める。

第四十九条中「附則第十条の二の三第十二項」を「附則第十条の二の五第三項」に改める。

第五十七条第一項第五号中「身体障害者等に係る」を「身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定める者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定める者(以下「精神障害者」という。)に係る」に、「身体障害者等」を「身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)」に改める。

第六十九条第一項第五号中「身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定める者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定める者(以下「精神障害者」という。)」を「身体障害者等」に、「身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)」を「身体障害者等」に改める。

附則第五条の四第一項第二号イ中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)」に改め、同号ウ中「及び」を「並びに」に、「から」を「及び第十條の二の二から」に改める。

附則第七条の二中「第十二項若しくは」を「第十二項、」に、「平成十九年法律第四号」を「平成十九年法律第六号」に、「第七項又は」を「第七項、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号) 附則第七十七条の規定によりな効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

附則第八条第一項中「附則第九条第九項」を「附則第九条第八項」に改め、同条第二項中「附則第九条第十項」を「附則第九条第九項」に改め、同条第四項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「附則第九条第十三項」を「附則第九条第十一項」に改める。

附則第八条の八中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第九条第一項を削り、同条第二項中「(次項において「農用地区域」という。)」を削り、「附則第七条第二項」を「附則第七条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十三項」に、「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十四項」に改め、「(法附則第十一条第十六項及び第十七項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「(第二項)を「(第一項)」に、「附則第七条第二十四項」を「附則第七条第十八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十項中「附則第七条第二十五項」を「附則第七条第十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十一項を同条第六項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「附則第七条第三十一項」を「附則第七条第二十二項」に、「平成二十二年三月三十一日」までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の二分の一に相当する額を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の三分の一に相当する額を、同年

四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の六分の一に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十七項中「附則第七條第三十五項」を「附則第七條第二十五項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第九條の五第三項中「附則第九條第二項若しくは第九項」を「附則第九條第一項若しくは第四項」に改める。

附則第十條の二の三の見出しを「(自動車取得税の税率の特例)」に改め、同条第一項中「この条」の下に「から附則第十條の二の五まで」を加え、「当該取得が平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条第二項中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第三号イ」に、「第十項」を「附則第十條の二の五第一項」に改め、同条第三項第一号中「車両総重量(以下この条)の下に「及び附則第十條の二の五」を加え、「附則第四條の四第二項」を「附則第四條の五第一項」に改め、同号ア中「この条」の下に「及び附則第十條の二の五」に改め、同号ウ中「この条」の下に「及び附則第十條の二の五」を加え、「附則第四條の四第四項」を「附則第四條の五第三項」に改め、同項第二号中「第十一項」を「附則第十條の二の五第二項」に改め、同条第四項中「附則第四條の四第五項」を「附則第四條の五第四項」に改め、同条第五項中「附則第四條の四第六項」を「附則第四條の五第五項」に改め、同項第一号中「附則第四條の四第七項」を「附則第四條の五第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項第二号中「附則第四條の四第九項」を「附則第四條の五第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同条第六項中「附則第四條の四第十一項」を「附則第四條の五第十項」に改め、同条第七項中「附則第四條の四第十二項」を「附則第四條の五第十一項」に、「附則第四條の四第十三項」を「附則第四條の五第十二項」に改め、同項第一号中「附則第四條の四第十四項」を「附則第四條の五第十三項」に改め、同号ア中「附則第四條の四第十五項」を「附則第四條の五第十四項」に改め、同項第二号中「附則第四條の四第十六項」を「附則第四條の五第十五項」に改め、同号ア中「附則第四條の四第十七項」を「附則第四條の五第十六項」に改め、同条第八項中「第十項又は第十一項」を「又は附則第十條の二の五第一項若しくは第二項」に、「当該取得が平成二十二年三月三十一日」を「当該取得が平成二十二年八月三十一日(第二号に掲げる軽油自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日)」に改め、「第一号」の下に「又は第三号イ」を加え、「百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては百分の二)の下に「(当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の二)」を加え、「第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二」の下に「(当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の二)」を加え、「第三号」を「第三号ア」に、「百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五)」を「百分の〇・五」に改め、同項第一号

中「附則第四條の四第十八項」を「附則第四條の五第十七項」に、「同条第十九項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号中「附則第四條の四第二十項」を「附則第四條の五第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に改め、第三号を次のように改める。

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四條の五第二十一項に規定するもの(以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。)に適合するもの

イ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第四條の五第二十二項に規定するもの

附則第十條の二の三第九項から第十二項までを削る。

附則第十條の二の六中「平成三十年三月三十一日までに第五十八條第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五十八條の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第五十八條第六項の規定に該当するに至つた場合における」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条を附則第十條の二の八とし、同条の次に次の一条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第十條の二の九 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九條第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第五十八條第一項若しくは

第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五十八條の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第五十八條第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九條第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第五十八條第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五十八條の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第五十八條第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第十條の二の五第二項中「附則第十條の二の五第一項各号」を「附則第十條の二の七第一項各号」に改め、同条第三項の表中「附則第十條の二の五第一項」を「附則第十條の二の七第一項」に、「附則第十條の二の五第三項」を「附則第十條の二の七第三

項」に改め、同条を附則第十条の二の七とする。
附則第十条の二の四を附則第十条の二の六とし、附則第十条の二の三の次に次の二条を加える。

(自動車取得税の免税点の特例)

第十条の二の四 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第四十七条又は第五十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第十条の二の五 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(附則第十条の二の三第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第四条の六第一項に規定するもの(以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので同条第二項に規定するもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第四条の六第三項に規定するもの

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(附則第十条の二の三第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第四条の六第四項に規定するもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

3 前二項の規定は、第四十九条又は第五十条第一項若しくは第二項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受け

ようとする旨その他の施行規則附則第四条の六第六項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十条の四第一項中「第四項において」を「第三項及び第四項において」に改め、「(第三項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

3 次に掲げる自動車に対する第六十一条の規定の適用については、当該自動車平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この号及び次項において「車両総重量」という。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの(以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので同条第二項に規定するもの

イ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの(以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第四項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第五条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条の二第六項に規定するものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第七項に規定するものをいう。)

四 エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案し

て施行規則附則第五条の二第八項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの（次項及び第五項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので同条第十項に規定するもの

附則第十条の四第四項第二号ア中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」、「（以下この号において「車両総重量」という。）及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの（以下この号において「」を削り、「」という。）に適合し」を「に適合し」に、「同条第五項」を「施行規則附則第五条の二第十一項」に改め、同号イ中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの（以下この号において「及び」という。）を削り、「同条第七項」を「施行規則附則第五条の二第十二項」に改め、同号ウ中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同条第五項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第十四項」に、「第三項」を「前項」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年年度分」に改め、「当該自動車」が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新登録を受けた場合にあつては平成二十年年度分の自動車税に限り」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前二項」に、「第六十一条の二第二項」を「第六十一条第一項」に改め、同項を同条第六項とする。附則第二十一条第三項中「並びに附則第九条第十五項」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十条の十五の二、第五十七条及び第六十九条の改正規定、附則第七条の二の改正規定（「平成十九年法律第四号」を「平成十九年法律第六号」に改める部分に限る。）並びに附則第十条の四第七項の改正規定（「第六十一条の二第二項」を「第六十一条第一項」に改める部分に限る。） 公布の日
- 二 第三十八条の六、第三十八条の七、第三十九条の十二の三及び第三十九条の十二の四の改正規定並びに附則第五条の四第一項第二号イの改正規定 平成二十二年六月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十

一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の県民税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第六条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第七条 新条例附則第十条の七の規定は、施行日以後に新条例第五十八条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に改正前の福島県条例（以下「旧条例」という。）第五十八条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現にされている旧条例附則第十条の二の五第二項において準用する旧条例第五十八条の八第三項の規定による免税証の交付の申請は、新条例附則第十条の二の七第二項において準用する新条例第五十八条の八第三項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例附則第十条の二の五第二項において読み替えて準用する旧条例第五十八条の八第三項の規定により交付を受けている免税証は、新条例附則第十条の二の七第二項において読み替えて準用する新条例第五十八条の八第三項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例附則第十条の二の五第二項において準用する旧条例第五十八条の八第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例附

則第十条の二の七第二項において準用する新条例第五十八条の八第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

(自動車税に関する経過措置)

第八条 新条例附則第十条の四の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(税 務 課)

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第三十九号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「第七百条の十四の三」を「第四百四十四条の二十」に改める。

第二章第六節中第二百二十二条の次に次の一条を加える。

(身体障害者等の範囲)

第二百二十二条の二 条例第五十七条第一項第五号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第二の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有する者
- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第三の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の程度に該当する障害を有する者

2 条例第五十七条第一項第五号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定める者は、厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち当該手帳に障害の程度が重度であることの記載がされている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち当該手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百五十五号)第六条第三項に規定する障害等級が一級であることの記載がされ、かつ、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第三項の規定により自立支援医療受給者証(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている者とする。

第四百四十条を次のように改める。

第四百四十条 削除

附則第九項中「附則第十条の二の五第二項」を「附則第十条の二の七第二項」に、同

項第一号中「附則第十条の二の五第一号」を「附則第十条の二の七第一項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十条の二の五第四号」を「附則第十条の二の七第一項第四号」に改める。

別表第二及び別表第三中「(第140条(第140条))」を「(第122条の2(第122条))」に改める。第二十二号様式その三を次のように改める。

その3 (一般用)

納 税 証 明 書

住 (居) 所 (所在地)
氏 名 (名称)

年度 (月別) 又は事業年度	税 目 徴収金区別	課税客体	納付 (納入) すべ き 額	納付 (納入) 税 額	未納の税額	法定納期限等	備 考

第 号 上記のとおり証明します。

年 月 日

福島県 地方振興局長 印

第四十一号の二様式中

番	納	者	換	他	産
住(居)	所	氏	名	称	数
所	氏	名	称	そ	量
名	名	称	の	他	
姓	名	称	の	他	
質	名	称	の	他	
性	名	称	の	他	
量	名	称	の	他	
数	名	称	の	他	
量	名	称	の	他	

を

換 価 財 産					所
売却区分番号	名 称	数 量	性 質		在

に 「最高価申込者の

氏名」を「最高価申込者の氏名又は名称」に改める。

第七十八号様式中 「平成19・20年度課税分4,000円」を「平成22年度課税分3,300円」に、「第37条の3」を「第37条の4」に、「第314条の8第2項」を「第314条の9第3項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定、第二百二十二条の次に次の一条を加える改正規定、第四百十条の改正規定、別表第二及び別表第三の改正規定、第二十二号様式及び第四十一号の二様式の改正規定並びに第七十八号様式の改正規定（「平成19・20年度課税分4,000円」を「平成22年度課税分 3,300円」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県税条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）

